

## 令和5年1月農業委員会議事録

開催日時：令和5年1月10日（火） 午前9時30分

開催場所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、山内秀一、森田義美、友田廣、村上卓也、榮恵、  
松永雄治、西岡千秋、松本誠一、松本一幸、吉田三十志、藤瀬信行、  
岩永俊夫、福永哲夫

農業委員欠席者：齊藤進、中津芳春

事務局出席者：永田智紀、河原まり、前田萌香

1. 開 会：事務局長 永田智紀

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、友田廣委員、岩永俊夫委員を指名する。

4. 議 事

(1) 報告第23号 農地法第18条の合意解約について

(2) 報告第24号 農地法第3条の届出について

(3) 報告第25号 農地法第4条の届出について

(4) 議案第28号 農用地利用集積計画承認申請について

(5) 議案第29号 非農地判断について

5. そ の 他

6. 閉 会

### ○報告第23号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。

報告第23号農地法第18条第6項による届出の通知が2件ございます。  
事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の1ページになります。報告第23号の2件の報告をいたします。  
申請番号1番です。所在は下六嘉地区の農振農用地の田が2筆、合計面積については5,947㎡のうち2,690㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、耕作者変更の為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりとなっております。

次に申請番号2番になります。所在は下六嘉地区の農振農用地の田が5筆、合計面積については3,451㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、耕作者変更の為の合意解約となっております。解約の申入日等は記載のとおりです。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました案件は、合意による解約となっておりますので、報告のみで終わらせていただきます。

### ○報告第24号 農地法第3条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第24号農地法第3条の規定による届出の通知が5件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料の2ページになります。報告第24号の5件の報告をいたします。

申請番号1番です。所在は下六嘉地区の田1筆、面積が1,542㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はありません。

続きまして申請番号2番です。所在は井寺地区の畑1筆、面積が555㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして申請番号3番です。所在は上島地区の畑1筆、面積が46㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由

は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。

続きまして申請番号4番です。所在は井寺地区の畑2筆、合計面積が2,191㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はありません。

続きまして3ページになります。申請番号5番です。所在は下六嘉地区、井寺地区及び北甘木地区の田6筆、畑8筆の合計14筆。合計面積が15,137.9㎡となっております。所有者及び届出人については記載の通りです。申請の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はありません。

事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました5件は、相続による所有権の移動になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○報告第25号 農地法第4条の規定による届出について

(議長) 続きまして、報告第25号農地法第4条の規定による届出が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は4ページになります。報告第25号の1件について報告いたします。申請番号1番になります。所在は鯉地区の農振地域外の田が1筆。面積については520㎡となっております。申請人は記載のとおりです。転用事由については軽量鉄骨造2階建ての個人住宅建築となっております。5ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件です。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました1件は、市街化区域の転用になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

#### ○議案第28号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農

地利用の集積計画の承認申請が12件ございます。

このうち、村上委員の案件が1件ありますので、先に審議をいたします。  
まず、村上委員の案件から審議しますので、村上委員の退室をお願いします。

(村上委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。まずは村上委員の案件からご説明いたします。資料は7ページになります。申請番号3番からご説明をいたします。所在は上六嘉地区及び上島地区。農振農用地の田が2筆で合計面積が5,897㎡となっております。貸付人と借受人は記載の通りとなっております。利用の目的については賃貸借権の再設定です。借賃については記載のとおり。期間は令和5年2月1日から令和15年1月31日となっております。

村上委員の案件についての説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で承認・可決といたします。  
村上委員の入室を許可します。

(村上委員入室)

村上委員の案件は承認されましたので、報告いたします。

(村上委員) どうもありがとうございました。

(議長) 続きまして、残りの案件になりますが、事務局から残り11件の説明を頂き、その後11件を一括して審議・議決を行いますので、よろしくをお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい、資料は6ページになります。

申請番号1番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地の田1筆で面積が

2, 674㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、申請番号2番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の畑が1筆で面積が217㎡となっております。譲渡人と譲受人については記載の通りとなっております。目的は売買、売買価格等については記載のとおりとなっております。

続きまして、申請番号4番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が1筆で面積が1,560㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりとなっております。期間については令和5年2月1日から令和10年1月31日までとなっております。

続きまして、8ページになります。申請番号5番になります。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が5筆で合計面積が3,451㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通り、目的は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり、期間については令和5年2月1日から令和10年1月31日までとなっております。

続きまして、9ページになります。申請番号6番です。所在は鯉地区。農振農用地の田2筆、農振地域外の田が1筆の計3筆。合計面積が1,408㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は賃貸借権の再設定となっております。期間については令和5年2月1日から令和15年1月31日までとなっております。

続きまして、申請番号7番になります。所在は井寺地区。農振農用地の田が1筆で面積が2,115㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は賃貸借権の再設定、借賃については記載のとおり、期間については令和5年2月1日から令和10年1月31日までとなっております。

続きまして、10ページになります。申請番号8番です。所在は上仲間地区。農振農用地の田1筆、面積が1,289㎡となっております。貸付人と借受人については記載の通りとなっております。目的は賃貸借権の再設定となっております。期間については令和5年2月1日から令和10年1月31日までとな

っております。

続きまして、申請番号9番になります。所在は上仲間地区。農振農用地の田が2筆で合計面積が1,067㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は賃貸借権の再設定、借賃については記載のとおり、期間については令和5年2月1日から令和15年1月31日までとなっております。

続きまして、11ページになります。申請番号10番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田1筆、面積が1,542㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通りとなっております。目的は賃貸借権の新規設定となっております。期間については令和5年2月1日から令和15年1月31日までとなっております。

続きまして、申請番号11番になります。所在は上島地区及び鯉地区。農振農用地の田が6筆で合計面積が10,286㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり、期間については令和5年2月1日から令和10年1月31日までとなっております。

続きまして、12ページになります。申請番号12番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が3筆及び農振地域外の田が1筆の計4筆。合計面積が9,324㎡となっております。貸付人と借受人等については記載の通り、目的は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおり、期間については令和5年2月1日から令和10年1月31日までとなっております。

事務局からの説明は以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありました11件の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数で11件を承認・可決といたします。

#### ○議案第29号 非農地判断について

(議長) 続きまして、議案第29号非農地判断による証明願いが1件ございます。事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。資料は13ページになります。非農地判断による証明願いの1件をご説明をいたします。非農地証明につきましては、昭和27年10月20日(農地法施行日前日)以前から引き続き非農地であった土地については、農地に該当するか否かを総会の議決により判断し、証明書を発行する事が出来る、となっております。

それでは内容に移ります。所在は北甘木地区、農振地域外の畑が1筆で面積が244㎡となっております。所有者は記載の通りとなっております。

14ページに証明願い、15ページに位置図を載せております。

16ページをご覧ください。これは、平成8年に提出された建築確認申請書の平面図になります。中央の申請建築物 専用住宅 とありますが、この周りの太線が平成9年に建てられた、現在建っている住宅になります。その中央部分から右側に囲ってある点線部分が平成8年まで建っていた古い住宅となります。

17ページをご覧ください。これも建築確認申請書に添付された平成8年度の固定資産税の名寄帳になります。この名寄帳の下の段 2. 家屋の欄をご覧ください。大字が北甘木、種類が専用住宅(農家)の欄の右端にS. 21とあります。これは、昭和21年に建築された農家住宅が北甘木のこの地番に建っているという事になります。したがって、証明願いに記載された土地には 昭和27年10月20日以前から建物が建っていた事が証明でき、非農地であった事が証明できると考えます。

事務局からの説明は以上になります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

なければ議決に移ります。ただいま事務局から説明のありましたこの案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(委員) (委員全員挙手)

(議長) ありがとうございます。挙手の結果、賛成多数でこの件を承認・可決いたします。

本日の案件は全て終了いたしました。ありがとうございました。  
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

(議長) 次回の農業委員会は2月10日の金曜9時半からを予定したいと思います。  
他になければ、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和5年1月10日

会長 下 田 司

委員 友 田 廣

委員 岩 永 俊 夫